

令和4年9月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月13日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大越健一	主事	大野恵美
------	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	須田潤一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長補佐	野崎智之君
地域整備課長	高林浅輝君	教育課長	坂本敬君
公民館長	小針達夫君	遊水地対策室長	溝井浩一君

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 須藤安昭君

○議長（須藤利夫君） 1番、須藤安昭君の発言を許します。

1番、須藤安昭君。

[1番 須藤安昭君登壇]

○1番（須藤安昭君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました内容について質問をいたします。

3点あります。

1点目、道路の管理、安全対策について。

玉川村の活性化、交流人口、関係人口の増加を企図し、観光事業活動を進めているところ

です。その中で、国道118号線や県道、村道の沿線にサルビア等を植栽し、道路愛護、環境整備を図り、玉川村のイメージアップに大きく貢献をしています。管理をされている老人クラブ、各種団体、建設業協力会の皆さんにお礼を申し上げます。

道路の管理、安全対策について、次の2点について伺います。

乙字大橋から武道池までの国道118号沿線を見ると、管理されていない植え込み、沿線の雑草、車運転の視界を遮る雑草、さらには竜崎神ノ前地区の水郡線の石川街道架道橋、竜崎架道橋周辺のアカシア、シノダケ、雑草は目に余る光景です。管理者である国道管理事務所やJRに対し、どのようなアクションを取っているのか伺います。

次に、耕作放棄地の増加や世帯の高齢化に伴い、農道や生活道路の雑木、シノダケ、雑草の刈り払いがされず、通行に支障を来し、危険な箇所が多く見受けられます。村としてどのような対策を考え、実施しているのか伺います。

次に、遊水地移転の代替地について。

7月25日に阿武隈川上流遊水地群整備住民説明会が開催され、代替地の提案、説明がありました。宅地の代替地候補は、原作田、東後山、前作田、旧駒木根工業工場跡地が示されました。私が定例会一般質問で優良住宅地に提案しました小高字稻荷畷、中畷地区は候補地として上がりませんでした。その優位性は、①土地が平たんで約150メートルの道路改良と上下水道を整備すれば1ヘクタール以上の宅地ができる。②農振から除外されている。③地権者も宅地に前向きである。④役場、農協、郵便局、信金、小・中学校、スーパー、セブンイレブン、ガソリンスタンド、国道118号、あぶくま高原自動車道インターチェンジ、泉郷駅、バス停など、全て半径500メートル以内となっております。このことから、次の5点について考えを伺います。

1、この地域がなぜ代替地候補にならなかったのか。また、今後、候補地とする予定があるのか伺います。

2、原作田、東後山、前作田を代替地とする場合の課題は何か。また、その課題をクリアできる見通しはあるのか伺います。

3、駒木根工業工場跡地利活用計画の進捗はどうなっているのか、計画の見通しはあるのか伺います。

4、集団移転に伴うコミュニティーは大切だと考えています。しかし、若い人は逆に煩わしく感じているのも事実です。利便性の高い、個人生活を優先する、そういう選択肢を準備しないと他市町村に流出してしまう心配はないか伺います。

5、この地域は、遊水地事業の移転受入れと同時に、他市町村からの玉川村移住にも大いに期待できると考えております。玉川村の発展に大きく寄与できると考えるが、具体的な開発の考えはないのか伺います。

3、全国学力テストについて。

4月に全国学力テストが実施され、7月にその結果が出たと聞いております。その内容について伺います。

1、全国、福島県、玉川村、それぞれの結果についてどのようであったのか伺います。

2、結果の分析はどのようにされたのか伺います。

3、分析を踏まえ、その課題と対策について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、道路の管理、安全対策についてであります。1点目の道路管理者である県やJRに対し、どのようなアクションを取っているのかにつきましては、国道118号や県道を管理している福島県石川土木事務所に確認したところ、定期的に道路パトロール等を行い、適切な維持管理に努め、車道や歩道の安全確保に取り組むとともに、沿線の雑草対策として年1回程度、業者に委託し、全体的な維持管理を実施しているということであります。しかしながら、それ以上に草木も伸びてしまうという状況にあり、村としても県との道路に関する意見交換会や花いっぱい運動事業等による道路愛護活動等を通じ、除草回数を増やした雑草対策など、引き続き道路の適切な管理をしっかりと要請してまいります。

また、村からJRに対しても、毎年、軌道敷や踏切の横断箇所等の草刈りの要望をしている中で、維持管理に係る予算が大変厳しい状況であると聞いておりますが、村としても道路と同様に維持管理に係る予算の確保と併せて、除草などの雑草対策を引き続き要請してまいりたいと考えております。

2点目の農道や生活道路の維持管理につきましては、村道については、道路管理者として道路の補修や雑木の伐採、雑草対策など、適切な道路管理に努めておりますが、特に農道や生活道路等については近隣住民の皆様や水田、畑を管理する皆様に草刈り等を中心とする管

理を行っていただいております。雑木等が成長し、通行に支障がある場所や見通しの利かないカーブ等の危険箇所への対応など、緊急性や困難性が高い場合は、必要に応じ村の道路補修員や業者への委託等により対応しております。

今後も、引き続き地域の皆様との協働により、農道や生活道路の安全確保のため、しっかり管理を行ってまいります。

次に、遊水地移転の代替地についてであります。1点目の小高字稲荷畷及び中畷地区が代替地候補にならなかったことにつきましては、村が昨年6月に実施した意向調査を基に、昨年9月と今年3月に国が開催した遊水地事業計画説明会での地権者との意見交換の中で、住宅移転者から、竜崎地区に住まわれている方は竜崎地区に、中地区に住まわれている方は中地区にと、それぞれ同じ地区に住みたいとの意見が多く出されました。その意見を基に、竜崎地区については原作田・東後山地内、中地区については前作田地内を候補地として選定したところであります。

特に竜崎地区については、約60戸の移転により地域のコミュニケーションが消失してしまうことを心配し、集落を守る方法を検討して欲しいとの要望や、候補地の選定に当たり、令和2年1月に竜崎区長から、現在ある組単位ごとの集団移転を基本とする浸水被災者等に係る宅地開発に関する要望書が提出されたところであります。また、原作田地内については、住宅移転対象者の自己所有の土地があることや、代替地提供として協力できる方の申出が多数あったこと、さらにライフラインが整備されているなどの好条件が整っていることを踏まえ、移転候補地として選定したところであります。

なお、小高字稲荷畷、中畷地区については、これまでの聞き取りにおいて移転を希望する方はおりませんでしたので、現時点において候補地とすることは考えておりません。

次に、2点目の原作田、東後山、前作田を代替地とする場合につきましては、希望どおりの移転先に必要とする面積の確保などが課題であると考えられます。

課題解決の見通しについては、去る8月18日に開催された議員の皆様への事業計画説明会の中で、集団移転による宅地の代替地整備の予定について説明があったように、移転希望者に対し、移転先や必要面積等について、9月下旬に実施予定の1回目の意向調査で確認が行われます。その後に、代替地の基本設計等を行い、令和5年6月以降に家屋等の補償額が提示され、さらに2回目の意向調査が行われ、必要量を確定し、代替地の実施設計、用地の取得、造成工事を行い、おおよそ令和8年度に現有土地と交換を行う予定とされております。

このように、個々に抱える課題や意向等を尊重しながら、一步一步着実に進むよう、丁寧

な協議や調整に真摯に取り組み、数回にわたる確認や意向をお聴きする中で、移転先や必要面積の確保については、対応可能であると考えております。

次に、3点目の駒木根工業工場跡地の利活用計画につきましては、遊水地移転者の代替地や人口減少対策に係る住宅用地、さらにはにぎわい創出のできる商業施設用地として旧駒木根工業工場跡地を利活用することとし、工場跡地の土壌分析調査を行い、特定有害物質による汚染がないことが確認されたことから、速やかに買収手続を行うこととしており、現在、土地、建物の名義変更に向けた法的な手続を進めております。具体的には、土地、建物の所有権登記名義が駒木根工業株式会社となっており、現在、司法書士が駒木根工業株式会社の仮代表の選任を東京地方裁判所に行い、裁判所からの回答待ちとなっておりますので、村としましては、土地、建物の名義が玉川村になり次第、今年度中をめどに建物の取壊しを行う予定としております。

なお、今後、泉郷駅前の再開発のための土地利用計画を含め、有効な利活用について具体的な検討を行う予定としております。

次に、4点目の個別移転の対応につきましては、今後、国が行う移転先や必要面積等の意向調査を基に、それぞれの考えや意見を尊重し、個人生活の優先を希望される移転者についても、そういう声をお聴きし、寄り添いながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目の小高字稲荷畷、中畷地区の移住のための具体的な開発につきましては、現在進めております遊水地群整備計画事業は、阿武隈川緊急治水対策プロジェクト事業として実施される洪水から居住地の被害を防止し、農用地の被害と軽減を図る抜本的な治水事業であり、あくまでも災害復旧事業の改良復旧工事を対象としたものでありますので、遊水地移転者以外の方を移住の対象とする新たな宅地開発事業などの取組は制度的に認められておりません。したがって、村といたしましては、現時点で当該地を対象とする他市町村からの移住のための具体的な開発計画については予定しておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

次に、全国学力テストについてであります。学校教育の関係でありますので、以下につきましては教育長から答弁させますのでご了承願います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 全国学力テストについてであります。全国学力・学習状況調査は、毎年4月、小学6年生及び中学3年生を対象に行われております。今年度は国語、算数・数学、理科の3教科並びに児童生徒への質問紙調査が実施されました。

1点目の全国、福島県、玉川村、それぞれの結果の概要につきましては、まず全国平均は小学校の算数、中学校の数学と理科は前回テストよりも低下し、特に理科については正答率が49.7%と、5割を下回りました。福島県は、小学校の国語、算数、理科とも全国平均をやや下回っております。中学校については、国語は全国平均ですが、数学、理科は全国平均をやや下回る結果となっております。

本村におきましては、小学校の国語、理科が全国、県平均を上回り、算数はおおむね県平均で、中学校は国語、理科とも県平均をやや下回り、数学は県平均となっております。

2点目の結果分析につきましては、本テストは、各教科の領域や内容を考慮し問題が出題されております。例えば、知識、技能を問う問題、思考、判断、表現を問う問題、主体的に取り組む態度を見る問題が出題されています。さらには、選択問題や記述式問題等で構成されています。村教育委員会といたしましては、児童生徒がどの領域が優れ、どの領域が課題となっているのかを学校ごとに分析し、各校に具体的な助言を行っております。

各校につきましても、領域ごとの分析とともに、個人ごとの分析を基に、2学期以降の授業の改善に努めていくこととしております。

また、児童生徒については、各教科の結果を配付し、それぞれ自己課題等の把握に努め、今後の自主学習に活かされるものと期待しております。

3点目の分析を踏まえ、その課題と対策につきましては、今回の全国学力調査の結果、基礎的、基本的な内容については定着率が高いことがうかがわれますが、その反面、身についた基礎的、基本的な内容を応用的な問題に生かす力が課題として見られました。

この分析結果を基に、話し合いを通じて自分の考えを深めたり、学んだことを振り返り、次の学習につなげたりするために、ふくしまの「授業スタンダード」を活用し、主体的、対話的で深い学びの学習に取り組んでまいります。

また、ICTを授業の中に効果的に活用し、個別の学びと協働での学びを効果的にできる授業づくりに努めてまいります。

今後とも、本村におきましては幼・小・中連携の下、教員同士の授業研究会をさらに充実させ、教員の資質向上に努めてまいります。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） それでは、再質問をさせていただきます。

J Rの雑草対策の指摘した箇所はほんの一部であって、通行に支障を来し、危険な場所はたくさんあります。予算が厳しいというようなJ Rからの回答だそうなんです、安全が最

優先だということを強く要請してほしいと思います。

次に、質問なのですが、農道、生活道路の管理は、農家や地域の皆さんのボランティアに頼っておりますが、補助事業等を活用し、村から行政区へ大型トラクターに脱着できる草刈り機を貸与し、区では大型トラクターを所有する人にオペレーターを依頼して、受益者から作業料をいただき、メンテナンス費用だとか燃料代、あるいは人件費に充てると、そういった実証実験ができないものか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のただいまのご質問でございますけれども、最近、大型農機具等にアタッチメントでそういう刈払機とかをつける、そういう機械が出回っていることは承知してはおりますけれども、安全管理等いろいろ調査検討しながら、他の自治体の例なんかを参考にしながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） ぜひ、実現に向けて進めてほしいなと思います。

次に、駒木根工場跡地につきましては、3月の定例会で令和4年夏頃までに取得し、令和5年3月までに取壊し完了するというような回答をいただいておりますが、いまだ動きがないようでしたので、質問をさせていただきました。先ほどの答弁で、予定どおりであるということが理解できました。

また、小高の中畷、稻荷畷地区の開発計画はないという答弁、玉川村の5年後、10年後を考えた真剣な質問でありましたが、大変残念であります。5年後に、須藤の言っていた心配が的中しないように、今後も時宜を見て、質問、提案をしていきたいと思っております。

次に、全国学力テストの再質問をさせていただきます。

教育長より、直接丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

6月定例会では、人口減少対策と教育環境の質問をいたしました。その中で設備機器の充実、経済的支援を図るとの答弁でありました。今回は、教育委員会や村内小・中学校の努力と熱意が伝わる、そういう答弁でありましたが、4点ほど質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、先ほどふくしまの「授業スタンダード」を活用するというようなお話がありましたが、これは具体的にどんな内容なんでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいまの須藤議員の「授業スタンダード」というのはどういふも

のかというご質問にお答えしたいと思います。

「授業スタンダード」は、時代が変わっても変わらずに大切にできる変化に応じた新たなものを取り入れることができる授業の展開ということで、全小・中学校の教員に福島県教育委員会より、授業前の在り方、それから授業の45分、あるいは50分の授業の中での前段の課題をつかむ方法、あるいはそれを課題解決に向けて取り組んでいく展開の段階での授業の進め方、さらには定着を図るための成果の捉え方等を、模範的なもので、これに準じて授業を展開していくことによって、一人一人の学力を定着するというものを行います。主体的、対話的で深い学びの実現を図るために、子供たちの資質、能力の向上を目指して取り組んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） なかなか一瞬では理解できない内容でしたので、今後ちょっと勉強させていただきたいと思います。

それから、春頃に算数、数学の指導者を募集されていましたが、今、どんな活動をされているのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいまの算数、数学等の学習支援、指導者の状況についてでございますが、英語と算数、数学につきましては、地域おこし協力隊の募集要項で、年間呼びかけております。つい最近でございますが、メール等で、退職なさった方なんです、学習支援について興味があるというところの声もいただいております。今後とも、広報を活発にしながら、子供たちのためになる学習支援員の募集、さらには採用を検討していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 算数、数学の指導者については、まだ配置されていない、募集中であると、そういうことですね。分かりました。

次に、全国学力テストには、英語はありませんでしたけれども、文部科学省では、中学校卒業時に英検3級の取得率を50%にするという、そういう目標が提示されていますけれども、実績は全国で47%、福島県で37.8%になっておりますが、玉川中学校では何パーセントでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいま英検のご質問でございますが、その前に訂正させていただきたいと思います。

先ほどの算数、数学、英語につきましてですが、算数のほうは、小学校に1名、学習指導員として配置してございます。今、求めているのは、数学、あるいは算数もそうですが、そのようなところで募集をしているところでございます。

ただいまの英語検定試験の3級取得者ということでお尋ねの件でございますが、玉川中学校、英語検定試験につきましては、年3回行われております。本年度は第1回が5月でしたが、これが実施されませんでした。今年度の実績は申し上げられませんが、第2回目の10月に行う検定試験では、受験者数が14名で、3級受験者8名が予定されています。

なお、昨年度、30名受験いたしまして、3級取得者は17名で、受験者数から見ますと約57%の取得率を誇っております。さらに付け加えますと、これは学校として行うものでしたので、塾等行って資格取得をしている生徒も数名いるということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 分かりました。地域おこし協力隊にも英語指導をされている方もいます。その方にもアドバイス、指導いただいて、英検3級取得者を何パーセントという、そういう数値目標を彼女たちにも掲げてもらい、そうすれば本人のモチベーションにもなるし、学校現場にも刺激があると思いますけれども、そういった計画というか、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 先ほどの数字、訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ありません。英検の受験者が3年生の割合としましては57.6%で、3級以上合格者が32.6%でございます。

また、英語の指導員、現在、小学校に1名、地域おこし、それから中学校に1名ALTとして授業の指導に加わっております。この結果につきましては、小学校につきましては英語に親しむ、そして5、6年生になりますと中学校への橋渡しということで、大変子供たちが意欲を持って取り組んでおります。中学校の授業につきましては、英語担当教師と2人体制として英語を行っております。本場の発音と触れる機会がございまして、子供たちにとっては学習効果がかなり上がっているのではないかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、1番、須藤安昭君の一般質問を終わります。

◇ 小 針 竹 千 代 君

○議長（須藤利夫君） 次に、3番、小針竹千代君の発言を許します。

3番、小針竹千代君。

〔3番 小針竹千代君登壇〕

○3番（小針竹千代君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました2点について質問をさせていただきます。

1点目、遊水地の関係について。

遊水地事業は、9月より農地に関して価格が提示され、個人交渉に入ります。遊水地に関する以下の事業の進捗状況及び今後の進め方について伺います。

1点目、移転代替地候補が隣接する村道中-16号について。

2点目、沿線に移転を検討されている方がいる村道中-17号について。

3点目、旧駒木根工業跡地について。

4点目、地権者会の対応について。

5点目、遊水地により農業施設、住宅移転代替地候補の案が提示されましたが、この箇所の対応について、村として分かっていることは何か伺います。

2点目、コロナウイルス感染症について。

コロナウイルス感染症は、第7波になり、感染者が急激に増えています。玉川村においては、人口数からいうと石川郡でも断トツの状況にあります。そこで、今後のことについて次のことを伺います。

1点目、65歳以上の方の第4回目のワクチン接種が終わり、その接種率について。

2点目、ワクチン接種の今後の進め方について。

3点目、国が第5回目のワクチン接種を検討しているようですが、現時点で村が分かっていることは何か。

4点目、新型コロナウイルス感染症は3年目を迎え、全国的な傾向として、事業やイベントを開催していますが、玉川村として今後の事業やイベントの開催についてどのように考えているのかを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 3番、小針議員のご質問にお答えいたします。

遊水地の関係についてであります。1点目の村道中-16号線の整備事業の進捗状況につきましては、令和3年度から工事を開始しており、道路改良工事では、令和3年度末までに総延長約475メートルのうち、約295メートルが完了しており、残り180メートルについて、去る8月25日に契約を締結し、年度内の完成を見込んでおります。また令和5年度内には、舗装工事を完成させる予定としております。

次に、2点目の村道中-17号線の整備事業の進捗につきましては、令和3年度の繰越事業として総延長約650メートルのうち約140メートルが10月末までに完了し、残り約510メートルの測量設計を9月に発注し、令和5年度内に改良舗装工事を実施し、完成させる予定としております。

次に、3点目の旧駒木根工業工場跡地の進捗状況につきましては、1番、須藤議員への答弁のとおりであります。有効活用がなされるよう、確実に対応してまいります。

次に、4点目の地権者会につきましては、竜崎区については、家屋移転者が約60戸と多いため、住民からの今後の進め方や国に対し、様々な意見等を提案することができる地権者会などの体制づくりを検討してほしいとの要望もあり、地権者会の設立も含め、竜崎区の中で話合いが行われていると聞いております。また、中地区、小高地区については、地権者会設立に向けての具体的な動きはありませんが、村としては地権者の考えや各行政区の意向等を尊重し、地域住民に寄り添い、しっかりと対応してまいります。

現在、土地所有者や耕作者、農作業受託者、さらには行政区役員等を含めた体制で、遊水地事業等の治水対策と地域の安全・安心な居住地づくりを一体的に推進する組織として、3つの地区全体を対象とする遊水地対策協議会（仮称）の設立に向けて、その必要性も含め、検討を進めたいと考えております。具体的には地域住民と村が協働し、水害から居住地等を

守るための対応を検討し、国や県への要望活動を行い、将来に向けて住みよい地域にしてい
くための活動などを行う組織を見込んでおり、設立に向けた準備会を検討してまいりたいと
考えております。

次に、5点目の提示された農業施設及び住宅移転代替地候補地の対応につきましては、農
業施設については、移転される方の営農計画と、移転先での農業施設の必要量を調査し、団
地化に向けての代替候補地を具体的に選定してまいります。代替地として提供する方の了解
を得た後に、団地化に向けた土地の基盤整備を行い、その後に移転者と代替地協力者と国と
の三者契約を結び、農業施設の建設となる予定となっております。

住宅移転候補地の対応については、国が9月下旬に1回目の意向調査を行い、移転先や必
要量を把握し、集団での移転については国が代替候補地を選定し、代替地の基本設計を行い、
令和5年6月に移転者へ代替地の案を示し、地権者との合意が得られれば、順次、家屋等の
補償額を提示する予定となっております。その後、2回目の意向調査を行い、代替地の実施
設計、代替地の用地取得、造成工事、道路等のライフラインの整備が完了後に、現有土地と
の交換となり、引渡し後に住宅建設となるスケジュールが示されております。

今後とも農業施設や住宅の円滑な移転に向けて、候補地の選定や代替地の協力要請につい
ては村が行い、造成計画としての基本設計や実施設計、代替地の取得造成については国が行
うなど、国と連携、協力しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。1点目の65歳以上の方の4回目
の接種率につきましては、村内2か所の医療機関の全面的な協力の下、集団接種により住民
に対する接種を実施した結果、9月8日時点において接種人数は1,801人で、接種率は
83.1%となっております。

2点目のワクチン接種の今後の進め方につきましては、未接種の方に対しては、9月以降
も村内医療機関において個別接種を継続して実施いたします。あわせて、福島県が設置する
大規模接種会場でも接種が可能となっており、接種を希望する方がワクチンの接種を受け
ることができる体制を継続してまいります。

3点目の5回目のワクチン接種につきましては、オミクロン株に対応した新たなワクチン
の接種について、岸田首相が接種時期の前倒しを表明しており、9月中旬頃から開始される
見込みとなっております。しかしながら、前回接種とどの程度接種間隔を空けるのか、現時
点では明らかになっていないため、5回目の接種スケジュールについては未定ですが、これ
までと同様に国の動向を注視しながら、引き続き県のワクチン接種チームと連携し、迅速か

つ効率的に接種が進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

玉川村の今後の事業及びイベントの開催につきましては、新型コロナウイルスの感染状況は本村においても大変厳しい状況にあります。8月末頃から感染者数に減少の兆しが見え始めており、安易に中止や縮小することなく、実施するためにどうすべきかという視点で創意工夫を凝らし、住民や関係機関の理解と協力を得ながら、徹底した感染拡大防止対策を講じた上で、大きな制限がない限り、基本的に実施する方向で進めたいと考えております。

また、今年10日に実施しました敬老会については、3年ぶりに開催することができ、多くの招待者が式典会場に会場されました。今後予定している主な行事については、9月25日のたまかわ健康フェス2022さるなしウオークは、参加者を県内在住に限定し、昨年と同様の規模で開催する方向で準備を進めており、11月に開催予定の村民文化祭、たまかわ産業まつり、戦没者追悼式及び慰霊祭については、感染状況等を踏まえ、万全な感染防止対策等を取った上で開催する方向で準備を進めております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） それでは、1番目の遊水地のほうから再質問させていただきます。

①の村道中-16号線についてでございますが、令和5年度内に舗装工事を完了予定ということでございますが、予算計上の中に水道と集落排水、上下水道ですけれども、これも一緒に完了するというようなことで理解してよろしいのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 3番、小針議員の再質問にお答えしたいと思います。

中-16号線の上下水道の布設につきまして、完成のめどはというところでございますが、こちらにつきましては、工事については上下水道ともに今月から来月の工事の発注予定ということで、ただいま準備を進めておまして、本年度内にそれぞれの管路布設を完了させる予定ということで現在進めております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） ただいまの答弁ですけれども、今年の間ということを行っているんですけれども、道路の工事が今年完了させるんですよね。当然、上下水道は無理だと思うんですけれども。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの小針議員の質問にお答えします。

まず初めに、本体の道路工事でございますが、舗装工事につきましては、来年、全線予定をしているということでございまして、舗装工事、舗装を敷設する前に上水道と下水道の管路を布設するという予定でスケジュール的には考えてございまして、令和4年度、今年度の布設ということで計画したということでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 1番目のところの16号線の件について、この道ができると雨のときに下に水が流れていくので、あの水路を大排水に抜くための多分、測量をされたのか、これからやるのか予算計上されていますけれども、この工事の件はどうなるのか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 3番、小針議員の質問にお答えします。

中-16号線からの排水ということで、大排水路に流すということでございますが、こちら現在、設計業務委託を既に発注してございまして、来月の10月末に完成を迎えるということでございます。その後、速やかに工事の入札をして、工事を発注するということで考えてございます。

工事につきましても、本年度内に完成させる予定ということで現在進めてございます。

排水路のルートにつきましては、玉川中学校の進入路でございます中-16号線から県道玉川田村線を横断させ、最短のルートで中池からの大排水路、大堀に抜くというルートで考えてございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 中-16号線は、当初、道の駅に抜く計画1、その中間を抜く2、そして現在やっている3の設計をやって、現在工事を着手しているところでございますが、土地なりに利用すればあんなに切土を取らなくても、素人感覚としてはそう思ったんですけれども、設計する基準、道を造る場合の基準がどうなっているのか伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの3番、小針議員の再質問にお答えしたいと思います。

当初、中-16号線につきましては、3つのルートということで測量設計をしたということでございます。そちらをちょっとひもといってみますと、令和4年3月の定例会の中で、須田課長が答弁しているということでございまして、こちらの内容につきましては、1つ目の法線案ということで、学校林のありました村の所有地を最大限利用して、こちらを利用してぶしの里の交差点につなぐという法線でありましたが、延長が約660メートルでございました。こちら、切土の小段が最大で6段になってしまうということ、また残土、こちら土量、こちらの掘削土量が67万立米と、かなり土量が大きくなってしまうということで、結果的に概算の工事費で23億3,000万円かかるというようなかなり割高な道路になってしまうというところのこととございまして、その工事費をなるべく縮小させて道を造れないかということで、今回の3つの中の一番西側の通道のルートということで検討させていただきまして、結果的には工事費が約2億5,000万で済むというような事業費にもなりましたし、延長的にも短くなったということで、最短のルートでつなげられるということになりましたので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 次に、2番目の村道中-17号線についてでございますが、残り510メートルの測量の発注をして、5年度内に改良舗装工事を完了させるということでございますが、残りの500メートルの部分は、土手側の大変高くて、多分工事費も物すごく高くなると思うんですよ。だから、あの道を真っすぐ16号線にぶつけるという検討はないかどうか、伺いたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 小針議員のご質問でございますけれども、中-17号線について、16号線にというようなお話というかご質問だと思うんですけれども、先ほども申しましたように、残り510メートルというのは、中-16号線全体の延長から算定している部分で、今後どういうふうにしたほうが低廉で、そしてまた効率的なという部分も検討しながら測地をかけていくと、そのような予定で進めたいと思っています。基本的には16号、17号をT字路交差したいなど、そういう考えは持っています。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 17号線については、16号線と同時に、あの道が整備されると、今度はゲリラ豪雨のときに、今度は山ノ根というところに集中的に水が行くんですね。これ、前

にもお願いしてはいますが、遊水地の関係と絡んで、今度は内水の問題がありますね。それも踏まえて当然、16号の道は大堀に抜けるんですけれども、17号の水は抜ける場所を検討していただかないと、ちょっとしたゲリラ豪雨のときにあの辺が水浸しになってしまうというようなことで、検討していただけないかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） そのようなことでございますけれども、いろいろ問題があって、遊水地の中で、検討できるか、あるいは村独自でやらないかという部分で、そういう部分の検討も含めて現在しているところでございます。118号あるいはJRを横断していかないと、やっぱり今までのように内水がたまってしまうというような、そういう現状をやっぱり何とかしたいというような、そういう思いはございますので、検討していきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 次に、3番目の駒木根工業の跡地について、先ほど須藤議員のほうから質問があって答弁されまして、登記の段階というふうなことでございますが、土の洗浄はないというふうなことですけれども、今年から竜崎地区の住宅の調査が入って、来年には今度はその価格が提示されて、そうすると代替地の問題が出てくるわけですね。だから、これは一応、遊水地対策事業の一環として駒木根工業の跡地も見ていますので、このスケジュールでいって間に合うかどうかを伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一） 3番、小針議員の再質問についてお答えいたします。

旧駒木根工業の工場跡地につきましては、年度内に取壊しを完了して、それからどのように使うかも含めて検討しながら進むわけなんですけれども、遊水地対策の代替地の候補の一部ということで、それに間に合うようにスケジュールを調整しておりますので、間に合わせるような方向で今、考えております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 次に、4番目の地権者会の対応についてでございますが、答弁の中で、土地所有者や耕作者、農作業受託者のことを言われていますが、9月5日から8日まで、国土省の用地説明会が竜崎、中、小高でありました。その説明の中で、土地所有者と地権者、双方でこの権利の割合を決めていただけますかというふうな説明をみんなの前でしているん

ですね。多分、対象者の中には結構多くの受託者とかがいると思うんですよ。この双方の合意を得て、初めて土地売買に判こが押せるというふうな国土省の話ですけれども、対策室としては、これがどのくらいいるのか、調べているのか。また、権利者というのは、耕作している人全てが権利者になるのか、そのことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一） 3番、小針議員の再質問についてお答えいたします。

9月に国のほうの説明会の中に、用地補償の流れの中で建物、特に農地の関係の引渡しについてということで国から説明があった内容だと思うんですけれども、土地の貸し借りをやっている場合は、その権利に基づいて補償金を支払いますよというような内容でございます。その権利につきましても、農地でございますので、農業委員会のほうで法的に契約を結んでいる方、それと口約束で単年、1年ごとにやっている方、それぞれおりますので、農業委員会のほうに出されている分は農業委員会のほうで把握はしておりますが、遊水地対策室としましては細かいところまではまだ行っておりません。

なお、国のほうではこれから調査を行うというようなことの連絡はございます。

先ほど言った権利者、耕作権がございまして、つくっている方も権利がございまして、先ほど村長から答弁ありましたように、地権者会を含んだ協議会ということで、そういう耕作者の方も含んだ協議会、仮称でございますが、その設立に向けてというような考えであります。それぞれ詳細の調査はこれからでございますので、以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 農業委員会のほう、今日休みなんですけれども、農業委員会のほうに、聞いて分かりますか。これ、竜崎・中の、そういった契約を結んでいるとかそういったこと。分からなければ、後で結構ですけれども。

〔「件数は分かるか」「農業委員会にかけていますので」と言う人あり〕

○3番（小針竹千代君） 分かりました。

○議長（須藤利夫君） 答弁は。

○3番（小針竹千代君） 今のところ分からないということなので。

次の地権者会のことでございますが、遊水地対策協議会というような仮称で、その準備委員会を検討するというふうな答弁がございましたが、これ、早く言わないと多分駄目だと思うんですよ。やるということなんですけれども、具体的にいつ頃やるのか、お聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一） 3番、小針議員の再質問についてお答えいたします。

地権者会、協議会の設立に向けてということでいつ頃までかということなんですけれども、現在進んでいるのが竜崎地区でございますが、それぞれいろんな話がございます、ちょっと今は止まっている状態で、竜崎の区長さんからは、秋まで終わったあたりにどうかなという話が出ております。

あと、中地区については、若手農業者の方、9月にちょっと集まる機会をつくっていただけないかというような話も出ておりますので、それらを見ながら、秋頃かなという考えではいるんですけれども、これについては各地権者の思いもございますので、皆様のお声を聴きながら進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） この後、竜崎の議員の質問があるので、その中で言うかと思えますけれども、契約金、土地の代があつて、竜崎は物すごく不満が多かったというふうな話は聞いているんですね。結局、開パの償還金の上乗せみたいなのがあまりないというふうなことだと思いますけれども、だから今、そういった組織をつくって国に要望すべきというふうに私は思いますが、そういったことで早めに、つくるんでしたらやったほうがいいかと思えます。

遊水地関係は終わりました、2番目のコロナ感染症についてでございますが、1番、2番、3番と、玉川村の対応は大変よかったというふうなことで感謝を申し上げたいと思えます。

4番目のイベントに関してでございますが、今年度の夏祭りに関しては、大半の地区においては内容はともかく開催したんですね。玉川村の場合は、アンケート調査を取ったんですけれども、中止になりました。そのアンケートの結果というのはどういうことだったのか、分かればお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 3番、小針議員の再質問にお答えいたします。

夏祭りのアンケート調査の結果でございますが、商工会の青年部のほうでアンケートを実施いたしまして、従来どおり夏祭りと花火大会をセットでトータル的に開催するのがいいのか、花火大会だけでも開催するのがいいのか、開催しないのかというようなことでアンケート調査を実施いたしまして、開催するか開催しないかについては概ね半々ぐらいの結果で、

どちらかという開催したほうがいいんじゃないかというような結果だったというようには聞いておりますが、総合的に、時期的な問題でしたり、あとは準備の段取りの問題だったり、そういうこと総合的に勘案いたしまして、今年度につきましては開催しないこととしたという判断をした旨、報告を受けたところでございます。

申し訳ございませんが、詳細な数字につきましては今、持ち合わせてございませんのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） コロナ感染症は、4回目のワクチンをした人でも、あと一度感染した人でも感染しているんですね。私の知っている人もいるんですけども。そうすると、やっぱり、最後は自分の身は自分で守るしかないというふうな、そんな感じだと思います。皆さんも注意をしながら、コロナにならないようお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、3番、小針竹千代君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩といたします。10分間休憩いたします。

(午前11時15分)

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時25分)

◇ 林 芳 子 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、2番、林芳子君の発言を許します。

2番、林芳子君。

[2番 林 芳子君登壇]

○2番（林 芳子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告して

おりました件につきましてご質問いたします。

1つ目、指定管理者制度の問題点及び今後の取組について。

平成15年の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、早いところでは平成16年に導入されたところもあります。我が玉川村においても、平成18年条例、条例施行規則並びに委員会設置要綱を制定し、導入されております。村内のほとんどの施設が指定管理者制度に基づいた管理がされているものと考えられます。そのことについてお伺いいたします。

1つ目、現在、村における公的施設の数及びその施設に指定管理者制度を導入している数について伺います。

2つ目、制度導入されていないものについて、なぜ導入しないのか、今後導入の予定はあるのか伺います。

3つ目、導入前と導入後に大きな違いはあったのか、また制度導入によるメリットはあったのか伺います。

4つ目、この制度導入の運用について、総務省では指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしらないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度としているが、管理者選定審査委員会の捉え方の基本はあるのかお伺いいたします。

5つ目、今制度の問題点が多く見られ、制度の見直し、直営に戻すようなことも見られています。村における制度導入後の費用対効果、サービス水準はどうなっているのかお伺いいたします。

次のページに移りまして、2番目に、遊水地群整備による地区住民移転のその後について。

7月25日、竜崎地区の対象住民をはじめとする対象地域に対し、阿武隈川上流遊水地群整備住民説明会が開かれました。このことについて、再三伺っておりますが、明確な納得できる意見がないままであるので、再度お伺いいたします。

1つ目、村長名で説明会の案内が来たそうですが、村長の出席はあったのかお伺いします。

2つ目、対象者の数及び出席者の数について伺います。

3番目、対象者の移転先の候補地について、原作田地区となっているが、それ以外の候補予定地について、住民の声を聴く機会はいつになるのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度についてであります。1点目の村における公の施設の数と指定管理による施設数につきましては、地方自治法第244条による公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定義されており、体育館などのレクリエーション、スポーツ施設、農産物直売所などの産業振興施設、公園や上水道、下水道、公営住宅などの基盤施設、図書館などの文教施設、老人福祉センターなどの社会福祉施設の区分がなされており、本村の条例等により公の施設として位置づけている公的施設は38施設であり、そのうち指定管理に基づく協定を締結しているのは16施設であります。

2点目の指定管理制度を導入していない施設につきましては、公営住宅や上下水道施設、体育施設や公民館、公園などであり、継続的に安全安心を補償する管理体制や経済性を考慮すると、指定管理による運営が難しいと思われますので、直営による管理運営を行っております。

現時点において、これらの施設については、直接管理運営することが安全安心の確保や行政サービス、トータルコストの面からも直営が望ましいと考えておりますが、今後、社会情勢等が変化し、指定管理の必要性や優位性等が確認された段階で導入を検討してまいりたいと考えております。

3点目の導入前後の違いや導入によるメリットにつきましては、指定管理者制度は、小泉内閣が掲げた聖域なき構造改革の一つとして平成15年9月に施行された制度であり、複雑化、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウを活用することにより質の高い行政サービスの提供や行政のスリム化による経費節減を目的に、公の施設を民間事業者等に運営してもらうもので、特に都市部におけるスポーツセンターや美術館、スタジアムなどは利用者も多く、官民ともに多くのメリットがあるものと思われます。

本村の指定管理者制度導入の主な施設である玉川村ふれあいセンターや玉川村生産物直売所、たまかわ観光交流施設などについては、民間のノウハウが活かされ、運営されていることで行政のスリム化が図られるとともに、サービスの向上や経費節減等につながっていることがメリットと考えております。

また、各行政区への集会所や屯所についても導入しており、制度導入前後の違いという点では、管理方法等に大きな違いはないものの、協定書に基づく管理運営がしっかりとなされ

ていることもメリットであると考えております。

4点目の管理者選定審査委員会の捉え方の基本につきましては、各施設の担当部署が指定管理者制度導入の必要性や優位性等を検討し、指定管理とすることが得策と決定した施設について、玉川村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条、第5条の規定に基づき、選定委員会において選定方法の妥当性や選定基準に合致しているかなどについて審査し、指定しております。

5点目の制度導入後の費用対効果やサービス水準につきましては、現在協定を締結している施設について、利用している住民の不満等もなく、支障なく運営されていることから、必要な公的サービス水準は保たれているものと考えており、引き続き、より質の高いサービス提供に努めてまいります。

また、費用対効果については、施設の管理経費と運営経費など施設を維持していく上で必須となる経費を村負担としており、協定締結施設については少なくとも人件費等の費用の点において経費の縮減が図られているものと考えております。

次に、遊水地群整備に係る地区住民移転のその後についてであります。1点目の説明会につきましては、去る7月25日から28日に開催された遊水地事業計画説明会は、福島河川国道事務所が主催し、事業計画の説明と意見交換が行われたものであり、当然に開催通知も村長名ではなく、福島河川国道事務所名となっております。

なお、本村からは地域整備課長、遊水地対策室長など係員が出席しております。

次に、2点目の対象者数及び出席者数につきましては、対象者が285名で、出席者数は7月25日が65名、26日が10名、27日が33名、28日が38名で合計146名の出席となっております。

次に、3点目の原作田地区以外の候補予定地について、住民の声を聴く機会につきましては、国が9月下旬から行う家屋の一棟調査と1回目の意向調査により、移転先や必要面積等についてそれぞれ移転者ごとに声をお聴きする予定となっております。村といたしましては、住民の皆様の意向等を尊重しながら丁寧に対応してまいります。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは再質問させていただきます。

公共施設の数と導入施設の数ということが分かったんですが、公募した施設なのか、非公募した施設なのか、その数を教えてください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 2番、林議員の再質問についてお答えいたします。

全部で16施設を現在指定しておりまして、公募なしが15施設、公募ありが1施設となっております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 失礼いたしました。

それでは、管理者となっている施設への補助金、助成金等についてはどうなっておりますか。また、交付されているそれぞれの金額はどれくらいの幅があるのか、金額が提示できればそれもお願いいたします。

また、それに対する決算書は上がっているのかどうかも教えてください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 2番、林議員の再質問でございますが、指定管理者に係る指定管理料であると思っておりますけれども、村から指定管理委託料として支払いをしておりますのが、たまかわ観光交流施設へ600万でございます。そのほか、こぶしの里につきましては、管理事務委託料として250万円を支出してございます。そのほかの施設につきましては、管理委託料等の金額は支払いをしてございません。

なお、補助金として管理委託料含めた中での支出はふれあいセンターに支出はしてございます。

それぞれの決算につきましては、各担当部署において決算書を提示していただいております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） その決算書については、開示できるのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 2番、林議員のご質問でございますが、決算書につきましては、公文書ではございませんので、議会に対する公文書としての開示はできませんが、資料としてお示しすることは可能かと考えております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、令和3年に9件の指定管理者の更新がありました。新規が消防屯所に2つ、継続が7件、令和4年4月1日からの継続ということで新規が1件、継続3件の4件が出ております。16件となると、ほとんどが5年契約になっておりますが、そのほかの件数について、3件については来年あたりの更新になるのかと思いますが、なぜ5年

の更新としたのか、その辺の根拠について教えてください。3年とかでは駄目なんですか。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 2番、林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

指定管理期間の考え方でございますが、平成15年に法が施行されまして、制度がスタートした時点は、取りあえずお試し期間としての3年間でスタートしたという経緯がございますが、やはり受け手側としては、それなりの人員体制を整える必要があるというようなことで、なかなか3年間では短いということがありまして、一定程度の期間である5年間というのが通例という形になっておりまして、総務省といたしましても5年間という期間を一応お示しをしているところでございます。

ただ、途中において当然にどういう形で管理が行われているかというのは確認作業が必要になってまいりますので、そういう意味で、決算書とおっしゃいましたけれども、実績等を上げていただきながら、定期的に、適正な管理が行われているかどうかについては確認をしながら進めておりまして、5年というのが一般的という期間となっております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 5年が妥当なのかなと思いますが、やはりチェックしていくのには決算書とかいろいろなものが出てくるので、その辺について、やはり期間については更新する時期になったときに改めてまた検討していただきたいと思います。

次ですが、導入後のメリットとかについてなんです、管理運営の項目について、協定書に基づく管理運営がしっかりなされていることという違いがある、違いの中であったんですが、管理運営の項目としては何項目設けているのでしょうか。これは協定書の中だと思いますが、この辺の項目を教えてください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 2番、林議員の再質問でございますが、管理の項目数につきましては、それぞれの施設によって数も違いますので、今この場で何項目というようなお答えは致しかねます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） では後でお聞きしますので、その辺については施設ごとに教えていただきたいと思います。

それ以外に、その後で、メリットとしては行政のスリム化が図られるとともに、サービス

の向上と経費節減等につながっているということなのですが、今までにこの制度を導入してから時間がたっておりますが、今までにどれだけのスリム化が図られたのか、数値としては出ているのか、あるいはこのようなことがスリム化と考えられますというような事例があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 2番、林議員の再質問でございますが、今までどのようなスリム化が図られたのか、数値的なものは出ているのかというようなことでございますが、数値的には特に集計等はしてございません。

行政のスリム化という面に関しましては、直接村がその施設を運営するとなれば、そこに職員を配置したり、その維持運営を全て村でやらなければならないと。そこを指定管理者にお任せしてできるというようなことで、当然、職員の数というような面ではスリム化が図られているというようなことで考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 一つの施設を、ちょっと事例を挙げて申し訳ないんですが、y o d g eのほうは、担当課のほうから職員が出向いて月1回の打合せとしているということですが、これについてはやはりそこに行政の職員の時間が取られてしまうのかと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。まだ始まって時間が浅いということもあるんですが、それは今後は管理者のほうに全部お任せするという形と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 林議員の再質問でございますが、y o d g eの定例会にうちの職員1名が毎回参加していると、これにつきましては、玉川村と管理運営する側でいろんな意見を出し合い、よりよい施設になるために検討しているところでございますので、今後も職員は参加するのかなというところでございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） できるだけ早く、行政と相談するようなことではなくて、どうしても指定管理者となると、住民の声とかが聞こえない、あるいは議会のチェックができないということが問題点なのかということで、全国的にも指定管理を外して職員にしているところが、いろんなインターネットとかを見ると出てくるんですが、その中で、横浜モデルのような指定管理者第三者評価制度、住民の声とか利用者の声、あるいはチェック機関、利用者会議とか電話やファクス、SNS等によるご意見とかご要望とかを聞く、それによってどんなモデ

ルとする活用ができるかということが図られているのが、横浜モデルを事例としていろんな県でやっているのが物すごい数で今、増えてきているんですが、その辺として、村としては、条例として、あるいは条例及び施行規則、あるいは設置要綱としては3つしかないんですが、そのほかに第三者機関的なものをつくるような予定は考えているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 2番、林議員のご質問でございますけれども、横浜市の例を出していただきましたけれども、先ほども言いましたように、都市部と地方部での違い、そしておおまかには民にできるもの、官にできるものということで、そういうことで指定管理者制度というのが出来上がったと思いますので、今、言われた件につきましては調査していきたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今、村長のほうから考えてみますということですが、今後の方向性として、自治体が経営の意思を持ってやっているかということもそれには入っていると思うんですが、この事業の使命、あるいは住民が受け取る価値、成功要因として考えられる、この3つが指定管理者として上げた場合に一番考えられることであり、まず指定管理者自体が玉川の村民が知っているか知らないかが一番問題であると思うんですが、その辺の指定管理をしている建物等について、今これが指定管理として上がっているという集会所とか件数、16件の施設の名前とかを教えていただければ、皆さんが、こういうところが指定管理としてやっているんだということが分かるかと思えますので、その辺を上げていただければありがたいです。お願いできますか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの再質問でございますが、施設の名称について上げればよいというようなことでよろしいですか。

まず、玉川村ふれあいセンター、蒜生地区農業構造改善センター、岩法寺地区農業構造改善センター、北須釜生活改善センター、小高集会所、竜崎集会所、玉川村生産物直売所、玉川村消防団岩法寺分団屯所、同じく竜崎、山小屋、四辻、吉、蒜生、川辺、北須釜、それとたまかわ観光交流施設となっております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今、上げていただいたものなんですが、それにしますと、南宿にある集会所、地縁団体南宿という組織であります、これも指定管理者となることはできると思

うんですが、その辺のことについて、地縁団体南宿との話し合いとかはしているんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの2番、林議員の再質問でございますが、南宿の集会所について、指定管理をしていくかの話し合いをしているかとのことでございますが、指定管理の制度のそもそもは、玉川村の所有物を第三者へ指定管理するものでございます。南宿集会所につきましては、地縁団体の持ち物ですので、指定管理というようなことはできないと思われまます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） これは、地区の住民の方が疑問に思っていたことなので、明確な答えが出たので、これはありがたいと思います。

それでは、今後の指定管理について、いろいろなそれぞれの制度導入の運用について、総務省での説明が分かりやすく、何回か読んでいるうちに分かってきたんですが、村にある選定審査委員会設置要綱の第3条の3に、担当課課長とほか、その他必要に応じて学識経験者及び専門官とありますが、この方々は、この設置委員会のほうに今まで参加したことはあるのでしょうか。また、入れる予定はあるのでしょうか。審査委員会の立ち位置はどういうふうな形になるのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの林議員の再質問でございます。

玉川村指定管理者選定審査委員会設置要綱の第3条、委員会の組織の中でその他必要に応じて学識経験者及び専門官、村長が必要と認める者を構成員とすることができるとなっておりますが、今までこの選定委員会において、これらの委員さんを構成員としたことはございません。

理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ほとんどが村内の行政区に指定管理をしているものでございまして、そこまで学識経験者とかの知識まで必要な部類のことでは考えてございませんでした。

また、公募によるy o d g eにつきましては、当然、学識経験者でございませぬが、プロポーザルのほうで、いろんな審査等してございませぬので、そちらの意見を踏まえて、審査委員会においては指定していいかどうかというような判断をしてございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、今現在、村にある施設、そのほかにこれから始まろうとする施設も多分、民間の活用が出てくるかと思いますので、指定管理者が生かされてくるのかなど、行政ではなかなか難しいのかなと思うところもありますが、そのときに学識経験者及び専門官となると、かなりの建物、これから予定している案件を考えると、その辺の経験者とか専門官は大変な方が入ってくるのかと思うんですが、その辺については検討の余地はあるのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 今後予定される建物の指定管理についてのご質問だと思いますが、当然、非常に複雑な建物で、運営するのに専門的な知識が必要等の状況があれば、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 現在、玉川村は、全国から注目されている村だと思うんですね。それを考えると、やはり基づくものをしっかりと土台をつくっていかないと、崩れ去っていつの間にか終わってしまう可能性も出てこなくはないと思うんですが、それについてはやはり条例、3つだけじゃなくていろんな条例なり要綱なりとかをもっともっと検討してつくっていかないと税金の無駄遣いに終わってしまうのかなということも考えられるし、その温床になるという形にもなってくると思いますので、お願いとなるかもしれませんが、その辺について、もっと村民がこの指定管理者について分かるような説明、あるいは広報によって、こういうことなんですよということをもっと幅広く知らせるようなことをしていただければ、難しい案件ではなくて、もっと若い人たちはインターネットを見たりとか、スマホとかによってもっと身近な、指定管理者ってこういうことなんだよ、こういうことをすると指定管理によってこんなことができるんだよ、こういうこともできるんだよということがもっともっと広まってくると、もっと注目されるような玉川村になると思いますし、そうすれば玉川村に移住する人たちも増え、人口も増えてくるのかと思いますが、そうしない限りは多分玉川村は素通りされてしまう可能性も出てくると思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

次に、遊水地関係なんですけど、この間7月25日からの説明会について、先ほどの村長の名前ではなくてということだったんですが、私とその資料見た限りでは村長の名前であって、今回の9月について福島河川国道事務所の名前であったということは見ております。それは、

どちらであっても問題はないと思うんですが、説明会、同じ説明会が少しずつ変わってきていると思うんですが、これが河川国道事務所にした理由、あるいは村長名で住民の方を集めるのではなくなったのは、その辺は何かあったのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

会議の開催通知という部分でございますが、あくまでも遊水地事業計画につきましては国が主体となる、そういう事業でございますので、説明会の開催という部分についても、主催はあくまでも福島河川国道事務所が主催者になります。当然に7月に開催されました説明会の開催通知も福島河川国道事務所からの通知になっていまして、もし前回のときに玉川村という名前が使われているのであれば、それは調整とかなんか、そういう段階においてそういう名称が出たかもしれませんけれども、国が主体的に実施する事業の説明会を開催するに当たっては、やっぱりあくまでも国が主体者となって会議を運営しますので、その発信名が国にならざるを得ないものと考えております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 通知のほうで村長名でなくなったということは、それは理解できます。国のほうの、これは事業ですし、それに基づくものが玉川村が該当しているということであるんですが、やはり住民が今ぴりぴりしているような状態のときに、前はじゃ村長だったんだと、今度は国道事務所のほうなんだとなると、やはり何なんだろうということ疑問があったんですよということを、かなり聞いたんですよ。その辺を聞いたので、遊水地対策室が、前の、去年からの説明については、遊水地対策室の担当職員が脇のほうにいて、国のほうで説明して、国の説明じゃなくて、村長名で出したんだから、何で村長は来ないんだ、あるいは何で役場が説明しないんだというのがあったんですよ。

それが、やはり今回のように河川国道事務所から来たとなると、国の説明ということで、それは納得できます。なので、だったらそこはやはり国道事務所と打合せの上に、もうちょっと住民の感情を害さないような説明なり、こういうことですよということを会議が始まる前に言ってもらったほうが、もうちょっと分かりやすかったのではないかなと思いますし、なおさら金額が提示されてきましたので、もっとぴりぴりしているような状態かなと思います。

そこにいろいろな感情も出てきますので、やはりそれを酌み取っていくのには、対策室が、対策室のほうからは課長と地域整備課長だけだと。そして、村としてはそれに対しては対策

室課長と室長だけの出席で、それ以外の出席はなく、あくまでも河川国道事務所の説明だけであったとなると、村として単独での対応は遊水地対策室でしか行わないと思うんですが、それ以外に集会所等を使つての説明なり対応は今後あるのでしょうか。見越していますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 今、村長名の文書を発信していないと、副村長からお話されましたけれども、私も理解はしていないので、村長名の発信でなくて、全て国が発信している。遊水地事業は、私から言うまでもなく、もう国が緊急治水対策プロジェクトということで、流域治水事業をとということでやっているんですね。そんなのはご存じだと思うんですけども。じゃ、なぜ当事者能力もないし、当事者の権限もない村長が出ていかなければならない、その必要性について反問させていただきましても、どういうふうに考えますか。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 多分、私は前の、去年の質問のときに言ったと思うんですが、やはり村長はいるだけでいいと思うんですよ。答えなくてもいいと思います。でも、やはり皆さんは、村長がいてくれるから心強いんだと思うんじゃないですか。そこに村長の答弁は求めていると思います。やはり、国のほうの説明を受けて、でもそれを村長が聞いてくれるというだけで安心するのではないかなと思っているんですが、それはいかがなんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ここでやり取りしたってしょうがないんですけども、さっき言ったように、そういうことで。

あと、今、林議員の言うように、どこからそういう声が聞こえているか、私も最初の1回目から出ていますよ、1回目は。2回、3回、出ていないですけども、今回も出ないけれども、さっき言ったように、当事者としての権限ないし、能力もないし、遊水地対策室の職員、あるいはそのほかの職員も出ていますけれども、言われたようなことを聞いているかという話は伺っていませんよ。どこから伺っているか分からないけれども、その辺の行き違い、ちょっとやっぱりこういう議場で、一般質問の中でやるんだから、確たる証拠を持って話してもらわないと。

私はやっぱり村の代表で、この遊水地はさっきも言ったように、以前に言ったように、国から来て、村としては大変な事業なんですよと。これはしっかり対応しなくちゃならないと

ということで、昨年8月に遊水地対策室をつくって、そしてこれやっているんですよ。そう簡単にね、こうですよなんて話はしてもらいたくないんですけども、一般質問なので、もう少し確たる証拠を持って一般質問してください。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） では、今のなんですが、ここでのやり取りは個人攻撃になる可能性もあるので、それは差し控えますが、でもやはり住民のほうで、びりびりしているような状況の中で、自分が去年目にしたこと、何回かの説明会に出席して目にしたこと、あるいは個人的にそのうちに来てくれないかと言われたときに伺ったときに、そういう文書を見せられれば、当然、それは自分の目にしたものですから、それは証拠となるものと思いますが、ただ、それがやはりなかなか個人的なものが声として上がってこなかったのも、皆さんはどこでそれを言ったらいいのかが分からないような状況なので、やはりそこにいてくれているのが、村長が座っているだけでいいのではないかなと私は思っていたんですよ。

それは、自分がそうなったときにどうなるのかなと考えると分かりません、実際には。出席していいのかも分かりませんし、対策室だけでいいのかなというと、対策室だけでは不安でしょうがないから、やはり自分の住んでいるところから移転しなくてはいけない、そこがなくなってしまうということがもう目の当たりにするわけですから、やはりその辺の感情問題ももうちょっと拾っていただけると、私としてはありがたいと思います。

次なんですが、今後、議員会のほうで、遊水地対策についての立ち上げをしようかということがあった場合に、説明会や懇談会等に開催の通知があった場合、その開催の通知を私たちはいただけるのか、参加してもいいのか、その辺をお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 林議員、今の質問はちょっと早々かな。質問を変えてください。

林議員。

○2番（林 芳子君） では、今の質問については次回に持っていきます。それについては取消いたします。

今後の移転とかを考えると、やはり住民の皆さんの意見を逐一、一人残らず聴いていただければありがたいと思いますので、それについては村のほう、議員のほう、全員、村一丸とってできるような形を取っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私の質問は以上で終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、2番、林芳子君の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、昼食といたします。

(午後 零時04分)

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 小 林 徳 清 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、6番、小林徳清君の発言を許します。

6番、小林徳清君。

[6番 小林徳清君登壇]

○6番（小林徳清君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、さきに通告しておりました1点についての中で、3点質問させていただきます。

遊水地対応についてでございます。

1点目、移転者支援について。

遊水地範囲が概略案の説明でありましたが、今年3月から4月にわたる地区ごとの説明会で周囲堤外側の範囲が示され、対象者が確定されつつあります。対象者は移転先のこと、補償に対することなどで日々不安と心配で悩んでいるものと心情を察するものであります。

事は当村一集落の存亡の危機でもあり、さきの議会においても延べ13名の議員が遊水地関連についてただし、答弁の多くは住民に寄り添ってすることとあります。また、施政方針表明においても、国や県など関係機関の様々な支援を積極的に要望していくと明言されております。さらに、4年度主な事業項目の中でも、移転者支援を積極的かつ迅速に対応していくと明記されていますが、村として今後、対象者に寄り添ってどのような支援をしていくのか伺います。

2点目であります。遊水地移転者、新たな建築物の課税についてであります。

移転を余儀なく求められ、村内に居住を含む建物を構える方にとって、現在の建物に対しての課税は、経年を経ているので重税の感はないものと思いますが、移転により全てが新築

となることで、課税評価が上がり、税負担が重くなることが懸念されます。村の独自財源である村税、建物の固定資産税は、温情ある軽減措置を講ずるべきと思うが、その考えを伺います。

また、県税の不動産取得税に対しても、減免、もしくは大幅な軽減措置を要望すべきと思うが、村長の考えを伺います。

3点目、区の公的財産の補償についてであります。

移転対象となる集会所は、相応に区民が費用負担して建てられたものであります。また、区遊水地範囲内には、青道、赤道などの法定外公共物が多々あり、それらの恩恵にあやかって今日があります。村の所有であるが、区民共有の財産でもあります。当然、集会所に対する補償は新たな建物の費用として求め、法定外公共物に対する補償は区に対して相応の分配をすべきと思うが、村長の考えを伺います。

以上、3点、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

遊水地対応についてであります。1点目の移転者に寄り添った支援につきましては、昨年5月に行われた住民説明会や、昨年9月と本年3月の2回の住民との意見交換においても、事業実施主体である国で移転先を確保してほしいとの意見が多く出され、本年4月に村から移転先の整備について、国が整備するよう正式に要望書を提出し、集団で移転する場合は国が主体となって直接整備を行う方針が5月に国より示されたところであります。

現在、村としての移転者支援としては、宅地代替地の整備に向けた受皿づくりのため、国と役割を分担し、連携、協力しながら進めることとしております。具体的には、去る8月18日に行われました議員の皆様への事業計画説明会において、福島河川国道事務所が説明した内容のとおり、9月下旬より家屋移転約70戸の皆様の意向調査と、用地調査としての家屋の一棟調査を国が実施いたします。

村といたしましても、その調査の中で、具体的にどのような支援ができるかを分析して、しっかり対応するとともに、国における検討や対応が必要な内容については速やかに国へ要望していくこととしております。

次に、2点目の新たな建築物の課税につきましては、まず移転される方の移転後の新築家屋に係る固定資産税の軽減措置については、一般的に地方税法の定めにより一定の要件を満たす新築家屋で、税額の2分の1相当額が住宅の区分に基づき、3年間、または5年間減額されますが、今回のように国などの事業により移転を余儀なくされ、新築された家屋の固定資産税が軽減される措置は、現在のところ地方税法上も村の条例上もございません。

村税は、村にとっても大切な自主財源でありますので、軽減措置に当たっては、国の動向を注視するとともに、関係町村の動向や情報等を収集するなど慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、県税の不動産取得税の減免については、県に確認したところ、公共事業による収用であれば受けられる軽減制度はあるとの回答を得たところでありますが、固定資産税と同様に、関係町村の動向や情報を収集するとともに、県とも緊密な情報共有や連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

なお、今回の事業では、固定資産税等に限らず、土地の譲渡や移動など、個人住民税への課税などにも影響しますので、対象となられる方に寄り添い、きめ細やかな相談体制を整えるなど、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の区の公的財産の補償につきましては、竜崎集会所は村が事業主体となり、農村総合整備モデル事業集落型の特認施設として国と県の補助金及び村費と地元の負担をいただきながら平成10年度に整備し、平成18年7月からは竜崎区長を指定管理者として施設を管理している村の財産であります。したがって、村が窓口となり、今後、国で予定されている土地や建物の調査結果により実施される補償内容を確認しながら、地元の竜崎区長とも協議の上、対応していくものと考えております。

また、法定外公共物についても、国から村へ移譲された財産であり、同じく村が窓口となって交渉するものと考えており、法定外公共物に対する補償の区への分配については、今までの公共事業同様に、現段階では実施することは考えておりません。当該用地については現在、国が調査中であり、今後、現金での補償となるか、移転先への取付け道路や水路などの現物での補償となるかなど、様々な選択肢が想定されますので、村にとって最も有利な方策となるよう必要な調整や確認をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは早速、1点目のことについて再質問させていただきます。

この支援の意味というのは、非常に広義に解釈できます。あらゆる支援、これは援助で支えるであります。そのほかに、また力のある者が力のない者に力を貸すというふうな意味でもあります。昨年の9月の定例会において、移転先は村が主導関与をすべきではというふうな私の質問に、県と調整を図り支援すると答弁されています。覚えていますでしょう。国が主体となって直接の整備を行う方針が示されたことは、大きな支援であり、大きな成果であります。このことは僕は高く評価します。

また、あえて名前は言いませんが、昨年の9月に3番議員が、移転対象者に定住促進補助金の適用はというふうな質問に、村長答弁の中に、その事業に現時点においては合っているのかなというふうに思いますというふうに答弁されています。これは移転者を思い、寄り添ったすばらしい、今までにないようないい答弁だと僕は感動いたしておりましたが、玉川村移住定住促進補助金交付要綱の内容からして、第4条第2項には該当しないんです。そこで、新たに時限的な補助金要綱をつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま6番議員のご質問でございますけれども、確かに3番議員にそういうお話をさせていただいて、全てが全て100%該当になる文言ではなかったというふうに思いますけれども、ただいまの小林議員のお尋ねの件でございますけれども、検討してみたいとは思いますが、現時点においては、やっぱり現在の要綱に基づきながら村としては実施せざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今の発言はちょっと一歩後退かなと思いますよ。あのときには、要するに僕は前向きな、そういうふうに、補助金に該当するというふうに理解していたんですが、今の答弁はちょっと後ろ向きです。

あえてこの要綱は申し上げませんが、あの時点で村長が不意に言われたことなのかもしれませんが、多少勇み足があったのかなと。でも、一応議場で発したことですから、前向きに、新たな補助金要綱をつくられてやっていただきたいと思います。

国と村の役割というふうなことおっしゃいましたが、村が果たす役割って何でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 何回か答弁の中でもお話をさせていただいておりますけれども、やっぱり住民に寄り添って、住民のためになる行政の推進というのが、大きな課せられた責務だなというふうに思っています。あわせて、大きな田畑、玉川村の用地のために、玉川村にと

ってどういう方法が村の振興発展につながるかという部分も大きな課題であるというふうに考えています。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この遊水地計画に関わる意向調査（疑問）ではありますが、に関する回答の中に、こんなことがありました。家を新築する場合、補償金は満額出してくれるんですかというふうな疑問がありましたね。国の回答は、建物などについては、新設の補償ではなく、建築してからの経年経過年数を考慮した補償となるというふうに言われています。移転の前後で財産の増減が生じることのないようにやりますよというような答弁をいただいています。そこで、2番のほうに入ります。

2番のほうは、新築家屋に対する課税のことです。これは今現在、もう経過年数がたっているから、多分平米当たり1万から3万ぐらいだと僕は思うんですよ。でも、新しく家うちを建てますと、これ平米10万から12万評価になるはずですよ。そうしますと、今の課税はほとんど重税感を感じていませんが、もう大変な重税感を感じるようになると思うので、僕は移転を余儀なくされる方々のために、思いやり村政というふうなこともあります。固定資産税の軽減を図るべきだと言っているんです。これは当然、そんな法律はないと思いますよ。地方税法にもないと思いますが、特例措置として、村として考えることはできないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 6番、小林議員のただいまのご質問でございますけれども、特別な税の軽減措置でございますけれども、やっぱり他にも響きますし、いろいろ検討させていただきたいと思っておりますけれども、現時点で考えて、なかなか難しいというのが回答でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） そうですね。遊水地ができて、家屋の移転というような例はあまりないのかもしれませんが、でもないからつくることを検討していただきたいと思っております。これ、致し方なくて移転を求められるんですよ。そして若けりゃいいですよ。みんな僕より上の方々ですよ。もうお呼びがかかるような方々が、老体にむち打ちながら移転をさせられる。やっぱりこれに温情、御情けのある村政、僕は講じるべきだと思います。重々、前は検討するとおっしゃいましたから、後ろ向きな検討じゃなくて、前向きにひとつ検討していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

[発言する人あり]

○6番(小林徳清君) じゃ、それは求めません。

それと、3点目の区の公的財産の補償についてであります。

もちろん、これ青道、赤道は、農道、水路のことです。そのほかにもあります。宅地に沿った、やっぱり宅地並みの公共物がありますよね。私のほうにもありますし、恐らく竜崎の糶屋辺りにもいっぱいあると思います。そういうようなものは、当然買上げの対象になっているわけですから、もし代物というのかな、その代わりに何かをつくってあげることに代えるというようなことおっしゃいましたが、もし現金で補償された場合に、これ分配という言葉は何かもうけの分け前というふうに聞こえますが、今の政権も言っていましたよね、あえて僕も分配という言葉を使わせていただきますが、村が現金でもし補償された場合に、当然、区に分配金の分け前も考えるべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長(須藤利夫君) 村長、石森春男君。

○村長(石森春男君) 先ほど現金での補償というお話も出しましたけれども、多分それはないのかなと。あわせて、村はそういうお金でという部分は特に考えたくなくて、やっぱり現物で道路なり水路なり、あるいは住んでいる皆さんの生活の排水路とか道路とか、そういうのは物でというか、ちゃんと現物でやっぱり補償していただきたいと、そういう要望を今後もしていきたいというふうには考えております。その現金についてのあれは考えておりませんので、回答はできませんので、よろしくをお願いします。

○議長(須藤利夫君) 小林徳清君。

○6番(小林徳清君) まあ、現金というのは仮定だというふうなことで答弁されましたが、じゃ現金の分け前は私も仮定で申し上げました。

矢吹町のある方が、遊水地にかかります。矢吹町の法定外公共物に対する補償は、町に入るそうですのは聞いていました。彼が言うには、減災防災基金に充てたいんだというふうなことを言っていましたね。僕はいい案だと思ひまして、村にはそういうことは考えられますでしょうか。

○議長(須藤利夫君) 村長、石森春男君。

○村長(石森春男君) ただいま基金だから、現金の部分だと思いますけれども、村は今後、この遊水地が進んでいったと仮定した場合に、まず職員のマンパワーも決して足りているというか、不足のような状況なので、そういう部分をやっぱり国に、ちゃんと物、対価というかその価値、価格でなくて物とか建物で返していただきたいというのがやっぱりお願いであ

るし、それがひいては住民に寄り添う姿勢にもなるし、村のためにも住民のためになるというふうに考えていますので、現在、基金とかの部分については考えてございません。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 先ほど、前段の段階で言いましたが、家屋の補償、経年経過年数で評価するとおっしゃいましたが、それでやられますと、うちなんか建てようないでしょうね。今は坪100万というふうな声も聞こえるときですよ、諸物価の値上がりからして。そういうふうに現況の評価でやられたら、もうこれは移転させられる方はとっても大きな借金を負うことになりますよね。そのようなことは、僕はやっぱりさせてはならないと思いますが、村長、このことについてどう思いますか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一） 6番、小林議員の再質問についてでございますが、建物の補償関係、国のスケジュールからいきますと、9月下旬から入っていくわけなんですけれども、おのおのどういう価格になるかというのは私らもちょっと分かりませんので、国としては来年の6月以降に提示をしたいという考えであります。その金額がどうなるかというのは個々、その人の建物によって違いますので、その結果を見ながらでないとなかなか判断はできないと思っております。

なお、国のほうでは、移転先の土地については、集団で行く場合は国が準備して、その土地と交換するという、土地の方は交換方式でいくという考えでありますが、建物についてはその補償額を提示しまして、2回目の意向調査をするということで、国の二段構えで進んでおりますので、その結果を見てからということで、今、考えております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） そうしますと、意向調査で国の答弁に、回答にあったことは、あれはあくまでも回答であって、今後調査して、それなりに評価していただけるというふうに理解していいのでしょうか。

それと、前後になります。竜崎の集会所であります。これは区民が相応に負担して、今は指定管理制度の下に村が全部管理されていますが、これについても区民に再び負担を求められるようなことは僕は決してあってはならないと思いますので、その辺のことは村当局からも厳しく国のほうに要望していただきたいと思います。

あと、何番だか分かりませんが、農地のことで、竜崎には2人の議員いるんだから、多分

聞くでしょうとおっしゃったので、質問通告にありませんが、よろしいですか、議長。用地の補償のことです。質問通告にありませんが、何番議員だか分かりませんが、そのことを聞くべきだというようなことあったものですから、流れの中で聞いてよろしいでしょうか。

議長、駄目だと言うんならしませんよ。

○議長（須藤利夫君） 議長の判断だけでなく、議運にも諮りながら、議長として判断決定をします。

○6番（小林徳清君） 耳が遠いから分からないんだけど。やっていいのか。

○議長（須藤利夫君） 今、ここで議長が小林議員に答弁する立場ではありませんけれども、十二分に理解しますので、議会運営委員会でも話して、小林議員に報告をしたいと思います。

○6番（小林徳清君） そうですか、分かりました。真摯に受け止めます。

じゃ、以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、6番、小林徳清君の一般質問を終わります。

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（須藤利夫君） 次に、4番、石井清勝君の発言を許します。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番（石井清勝君） ただいま議長より許可をいただきましたので、さきに通告しました2点につきまして質問をいたします。

1、移住定住について。

本村では、移住定住の推進を進めており、すがまプラザ交流センターが4月から本格的に職、住、遊、学の利活用が始まりました。

そこで、今後の移住定住の取組について何点か伺います。

①4月よりオフィススペースに事業者が入居されていると思いますが、何社が入居しているか、または部屋の使用状況は何室なのか伺います。

②そのうち、何社が村外なのか伺います。

③その中で移住を考えている方々がいるか伺います。

④コワーキングスペースは何名ぐらいの使用状況になっているか、伺います。

続きまして、2番の遊水地対策について。

遊水地について、説明が7月下旬に行われ、その中で何点か伺います。

①遊水地完成するまで6年かかります。その中で洪水、記録的な短時間大雨や台風などが発生すると思います。村としてはどのような体制を取るか伺います。

②竜崎字滝山地区、原作田地区の一部は、令和元年の災害において住宅、ハウス、不動産が被害に遭いました。今回の遊水地の中に計画には入っておりません。そこで、村として要望を、堤防のかさ上げをできないか伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 4番、石井議員のご質問にお答えいたします。

移住定住についてであります。1点目のすがまプラザ交流センターのオフィススペースの入居状況につきましては、令和4年9月1日現在、8事業者が11室のうち10室を使用している状況であり、現在残りの1室についても新たな事業者から入居の相談を受けているところであります。

2点目の村外事業者につきましては、8事業者のうち6事業者が村外に本社を有している事業者であります。

3点目の村外事業者で村内への移住を考えている方につきましては、現在は村外事業者に勤務する2名の方が村内に居住しており、そのほかの方々の意向等については今後、移住希望の意思等を含めたヒアリング調査を実施するなど、その把握に努め、移住に向けての検討をしていただけるよう働きかけてまいります。

4点目のコワーキングスペースの使用状況につきましては、令和2年11月に実証実験としてスタートし、昨年度は延べ1,923名で村内954名、村外969名の方の利用があり、今年度は4月から8月末までの5か月間で、新規会員登録者が282名で、利用者は延べ867名、その内訳は村内が383名、村外が484名となっております。

今後も利用者の声をお聴きし、満足度を高めるなど、さらなる利用向上に努めてまいります。

次に、遊水地対策についてであります。1点目の遊水地が完成するまでに洪水が発生した場合の体制につきましては、台風や警報級の大雨等により災害が発生した場合、村民の皆さんの生命と財産を守ることを第一とし、必要に応じ、地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し対応することとしており、必要とする情報を速やかに収集し、村民の皆さんに適時的確な災害情報を発信するとともに、国や県等との連絡を密にして、情報の共有を図ってまいります。

また、河川が氾濫した場合の内水対策としては、時期を逸することなく、4か所の湛水防除機での強制排水を実施するとともに、国や県に排水ポンプ車の手配等応援を要請し、洪水対策を行うなど、迅速で適切な初動対応と速やかな応急復旧に取り組んでまいります。

なお、日頃より村民の皆さんの防災意識の醸成に努め、避難が必要な際に、ちゅうちょなく早めの避難ができるよう、危機管理意識を高めていけるよう取り組んでまいります。

次に、2点目の竜崎字滝山地区につきましては、今回計画されております遊水地整備事業の区域外となります。議員ご指摘のとおり、阿武隈川右岸の滝山地区は、現在、無堤防地区となっておりますので、村といたしましては、再び水害等が発生しないように、遊水地内の施設園芸等の代替地候補地としての整備も含め、堤防が必要と考えており、国との協議等の際に調整してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） では、早速ですが、移住定住について伺います。

まず1点目、オフィススペースが8社ということで8事業者で、6事業者が村外と、2社は村内の方ということになっているんですけども、この中で1か月の使用料、そして何名が管理をしているか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 4番、石井議員のご質問でございますが、現在、オフィススペースのほうには8社が入居しておりまして、その使用料につきましては、4月から8月までの5か月間で調定額が53万6,235円というふうに調定をしております。

最後の部分、ちょっと聞き取れなかったんですが、どのような質問だったでしょうか。

○4番（石井清勝君） すがまプラザを管理する人数。

○企画政策課長（小針武彦君） 大変失礼しました。

現在、すがまプラザ交流センターのほうには職員が2名、それから会計年度任用職員が2

名、それから須釜行政センターですが、こちらにも職員1名と会計年度任用職員1名が従事しております。

以上でございます。

○4番（石井清勝君） そうすると、オフィススペースのほうは月8万から10万くらいかな、計算すると。使用料がね。だと思っんですけども、すると、やっぱり2名、2名ということは4名、年間使っているの。あと、この方々が移住すれば、それなりに活性化したということになるんですけども、それはこれからの運営の仕方だと思います。

続きまして、コワーキングスペースの延べの人数は言われたんですけども、現在、前年度は無料だったので、結構毎日入っていたんですけども、最近是有料になったもので、これも月幾らくらいで月何名くらいかを伺います。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 4番、石井議員のコワーキングスペースの使用料につきましては、本年4月から料金を徴収しております、8月までの5か月間で12万4,685円ほど徴収しております。

利用されている方の人数でございますが、直近で令和4年8月時点では月に190名の利用がございました。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 月に直しますと1万から1万5、6,000円だと思うので、これも先ほどの金額とそんなに変わらないんですけども、やっぱり移住定住という名目で、すがまプラザを開放して半年なんですけれども、今後、移住定住を促進させるために村としてどのような考えをしているか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

すがまプラザ交流センターにつきましては、そもそもは地方創生事業の一環といたしまして、交流拠点として来ていただいて交流の場としていただきましょう、位置づけておりますので、コワーキングスペースにつきましては、場所的なこともあります。他の市町村なんかと比べますとかなり低料金に設定をしております。まずは来ていただいて、それですすがまプラザの良さというものを知っていただき、ひいてはすがまプラザの良さを通じて玉川村の良さというものを情報発信していただいて、さらに来ていただく方を増やしていこうという考

え方がございます。

そういう意味で、SNSを使ったPRでしたり、ホームページでのPR等々、さらに地域おこし協力隊を活用したPR等、いろいろ総合的に取り組んでまいりまして、さらなる利用者の増に取り組んでまいりたいと考えてございます。

サテライトオフィスの部分につきましても、村長が答弁しましたとおり、あと1室の分につきましても今いろいろと調整中でございますので、さらに交流を図られますよう、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） ありがとうございます。

オフィスに入っている業者さんで、一番インターネットというか、そういうので調べると、にじいろ企画さんが結構いろんなところで名前が出て、玉川村のイベントとか、村おこしのほうをやっているとインターネットで出ているんですけども、調べたところ、いろんな業者さんがみんなホームページ制作とかイベント運営とか、そういう会社関係があるものですから、ぜひこの業者を使って村の繁栄をさせていただきたいと思います。

そして、移住定住につきましては以上で終わりますけれども、移住定住の条例につきましては、12月の定例会で質問します。

続きまして、遊水地対策の中の①の台風の対策なんですけれども、令和元年のとき、防災無線が早めに故障したというようなことで、私が区長だったんですけども、防災無線で流してくださいと言ったならば、全部の部落に流れちゃうので、ちょっと無理ですという話が出たので、逆に言えば防災無線のほう雨が降ったとき音が室内に戻るので、防災無線のほうがいいので、今後対策として、防災無線の流し方を、村中に聞こえるんですけども、やはり村民が分かるように流すことができるかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいま4番、石井議員の再質問でございますが、防災無線の流す場合についてでございますが、当然、村の住民の生命を守るために、必要に応じて無線は流していくというようなことで考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 防災無線の場合は、全部流れるんですけども、やはり室内に流すということが一番メインなので、そこをぜひよろしくお願いします。

あと、河川敷の水害の対策として、4か所の強制排水の場所があるんですけども、なか

なかあのやつも使いづらいというか、故障はしたりするので、やっぱりもう少し早めの対応を考えていただきたいと思います。なぜかと言うと、ちょっと国交省のほうにちょっと話したら、いやそれは私の担当じゃありませんとか、災害は排水のやつは一応、国交省で管理はしているんですけども、なかなかそれは私のほうで、遊水地関係のほうでは全然タッチできないので、それは村側から言ってくださいという話が出たので、よろしくをお願いします。

なぜかと言うと、最後に元年の災害のとき、岩手県と秋田県ですか、青森かな、大型ポンプ車、あれが来たときに排水の量が違ったんで、やっぱり対応を早めにしてもらおうと、機械が4台あっても1台で済むということなので、やっぱり対策室、今まで住民課だったんですけども、今度総務課になったので、ぜひ体制を強化して、今は雨が降ればもう100ミリ、200ミリというのは当たり前な時代なので、即対応できるような体制をお願いいたします。

続きまして、②番の原作田、滝山の地区につきましては、一応、施設園芸ということで、代替地候補になっているんですけども、代替地の場合は、竜崎の場合は10名ぐらいいるんですけども、最低でも3名以上いないと国ではちょっと無理だという話なので、ぜひここを、逆に言えば残土の処分とか処理場に一応して、村のほうからお願いして、整地してもらおうという方法が一番近いのかなと思っているんですけども。

なぜかと言うと、今後、鏡石の鈴川ですか、川が今度新しくなるんですよ。そうすると、現在の滝から成田に行く道路の脇に川が来るので、そうするとちょうど前ありました眞弓さんのうちの外、正面辺りに出口ができるんですよ。そうすると、大雨のときまともに来ちゃうので、やはり堤防を上げてもらわないと大変な騒ぎになるので、前と同じになっちゃうので、そこは要望をぜひやってくれという話なので、ついでにこの9月から遊水地のほうで成竜橋から松ヶ作、原作田、滝山まで一応、途中の川のそばの土地を選定して買う可能性が出てきましたので、逆に言えば、村の当局でもやっています乙字ヶ滝公園の利便性も考えて、将来はあそこに自転車道もできるし、結局あそこにいつまでもあるので、将来性の観光地にもなるので、こういう関係でそこから成竜橋から滝山まで、残土の処分ということで村当局では申請できないか、要望できないか伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一） 4番、石井議員の再質問についてお答えいたします。

国のほうの説明、この間、用地の関係であったわけなんですけれども、追加で、ただいま議員がご指摘ありましたように、成竜橋から乙字ヶ滝までの再調査をするということで、遊水地外の区域ではございますが、河道掘削をしたいということで、国のほうで方針が変わり

まして、滝山方面まで一応測量を行うと。その際には、もし地元からの協力を得られれば、そういう管理道路、あそこは無堤防でございますので、堤防のかさ上げとかを考えていきたいと。

なお、測量の結果どのようなになるか、かなり岩が出ている部分もございまして、そこら辺は今後の調査を受けてということで、国のほうで説明しておりましたので、関係する地権者の方々には国のほうから通知を差し上げるというような方向になっておりますので、お知らせをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今、要望についてお願いしたんですけれども、これはぜひ要望を村の当局としてやっていただいて、そうすれば原作田、滝山の地域もハウスつくる方もいらっしゃるんで、将来性。そして、結局、今、原作田地区と滝山地区を借りている方は、前田川の人が結構多いんですよ。そうすると、なぜかという、水害にあつたらばまたやっつけられないから貸しておくんだというのがメインなので、やはりあそこに堤防ができれば、結構面積が広いので、するとハウスつくる方もいらっしゃるんで、ぜひ要望をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、4番、石井清勝君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時53分）